

〔実務ノート〕

法曹三者の倫理の在り方についての一考察その2

山 根 祥 利

法曹倫理における法曹共助の倫理こそが、現実の実務での倫理であることを成蹊法学第82号で実務ノートとして具体例を示しながら法曹共助のあり方を論じた。今回も法曹共助の倫理を深めるため、具体例を示しながら、検討を試みることにした。

事例は、通り魔的な傷害事件であり、夫婦がスーパーマーケットへ車で買い物に出かけ、夫が危険な運転でないのに、カップルの若い男から因縁をつけられ、男同士が険悪になったのをなだめようとした妻の手指を男が噛み切るという異常な傷害事件である。

被害者妻からの依頼で受任した案件であるが、夫が妻の負傷に気付き男に対して反撃したことから、夫も男に対する暴行ないし傷害加害事案を含むものであった。

事件の異常さから、単純な刑事事件の被害者としての対処ではなく、負傷による被害回復としての不法行為による賠償請求をも含むものであり、他方では、夫の暴行ないし傷害被疑事件の起訴前弁護を必要とするものであった。

このケースでも、加害者男性の再犯防止とそのための適切な対処をいかに求めるかが最も大きなテーマであった。

事 案

1 妻の被害

- ① 平成26年3月20日午後8時頃、家から3分位の所にあるスーパー

へ夫が運転する普通乗用車で出掛けた。

- ② 信号機のある交差点を左折し、横断歩道を車が越えた位の時、左側歩道（白線で表示）から加害者である年齢 22～23 歳位、身長 180cm 位の大柄の男が急に出て来て、何か言いながら車の正面に立ったので夫が車を止めたら男が私達を睨み付けてきた。数秒間その状態が続き、前進出来ないため、妻は、脱出するため夫に少し車をバックさせたが男が助手席側のドアミラーをたたんだ。交差点に後続車がありむやみにバックできなかった。妻は、夫に喧嘩になるので絶対に外に出ないように言ったが、男が車のボンネットに腰かけてしまった。
- ③ やむなく夫が車から降りて男と言い合いになったので、妻は助手席から車外に出て 2 人の仲裁に入り、夫に対し、車に戻ってバックするよう言い、バックさせる車の状況を見守るつもりで、車の正面の助手席にやや近い所に立った。
- ④ 男が、突然妻の背中付近を押し、妻は横断歩道の白線の内側あたりまで突き飛ばされ転倒したが、両腕について顔面へのダメージを免れた。この様子を見て夫が再び車から出て、男に止めるように言ったが、結局男を阻止するために多少揉み合いとなり、通行人の男性が止めに入り、妻も「やめて下さい」と声を出した。
- ⑤ 男と一緒にいた 30 代前半の女性（男の同居者）が「あなた何やってんの、止めなさい」と言った。
- ⑥ 妻が立ち上がって男を止めようとしたら、突然男が胸の辺りにあった妻の右手薬指を噛んだ。妻は、あまりの痛さに「痛い、痛い、痛い」と 3 回声を上げたので内縁女性が再び「何やってんの」と言ったので男が離れた。夫が傍に居た人から「指が落ちている」と言われ、妻も利き腕の右の薬指から大量出血していることに気付いた。夫は、妻の指が道路に落ちているのを見て逆上し、男を殴った（男は、夫に蹴られたと言っている）。
- ⑦ 夫は「警察を呼んでくれ、救急車を呼んでくれ」と言い、午後 8 時 20 分過ぎ警察官が到着し、男は現行犯逮捕された。夫はパトカーの中で事情を聞かれ、男と殴り合いになり一発殴るか蹴るかしたことを認めた。
- ⑧ 救急車が到着し、妻は形成外科、夫は脳外科・眼科・耳鼻科にかかる必要から、同じ病院で治療するため搬送先を探すのに 30～40 分位

かかった。救急車で NS 大学病院に搬送された妻は、主治医（形成外科医師）から、右手薬指の先が爪の部分から 1cm 位噛み切られていて爪が再生するかどうか分からない。全治期間は不明で、まだ正確に診断書を書ける時期ではないと言われている。

2 夫と男との有形力を行使しての互いの暴行・傷害

- ① 夫はパトカーの中で事情を聞かれ、男を一発殴るか蹴るかしたことを認めたので、男に対する加害行為で現行犯逮捕された。夫は現行犯逮捕後、警察署に連行され、事情聴取後に別の警察に預かり留置されたが、翌日釈放され午後 2 時過ぎに帰宅した。
- ② 男が更に妻に対し加害行為を継続する状況にあったかどうかが正当防衛の成否の判断にかかわることになる。

事件に対する対処

1 基本姿勢

事実の把握を最重視し、出来るだけ速い着手を心がけ、最初の面談は、負傷した妻を気遣い、事件発生から 3 日後となった。気丈な妻だが、面談途中で事件の説明でその時のことを思い出し気分が悪くなり、中断し再開するも困難と判断し後日再度聞き取りをした。

2 受任の段階で考慮したこと

- ① 妻に対する対応
 - ・ 刑事事件の被害者として
権利擁護の他、警察よりも捜査検事への働きかけと被疑者の弁護人への対応及び薬指の治癒状況の確認（主治医の診断如何）。
 - ・ 民事事件の被害者として
完治時期、後遺症の有無及び程度、労働能力喪失の有無及び程度、治療費遺失利益（通院中の休業損害及びその後）及び慰謝料。
- ② 夫の被疑事件への対応
男の怪我の有無・程度の確認、殴った時の詳細状況の夫からの聞き取り、警察及び担当検事への働きかけ。

3 受任目的の確認

- ① 依頼者の目的・真意に沿った弁護士の行動目標を立てる（規定 29 条受任の際の説明・30 条委任契約書の作成・35 条事件の処理）。被害者らの意思を見定め（規定 22 条）、具体的には、被害者らの話を裏付ける可能な限りの資料を求め、被害実態と今後の被害防止の具体策を提示する。
- ② 被害者らの防御のための考慮（規定 21 条依頼者の正当な利益の実現）。
 - ・ 加害者の常識を逸した異常で残酷な行為の理由の解明は、将来を見据えての不安解消のために不可欠である。
 - ・ 異常な行動を起こす被疑者を再犯させないようにする。

4 受任契約

依頼者と代理人の信頼関係は、受任内容を明確にした委任契約書の締結（規定 30 条）によって始まるが、本件は、次のような考えで着手した。

- ① 受任にあたり、夫は、暴行容疑で逮捕されたが釈放されており、おそらく事案の性質上検察は起訴することはないと思われた。そのため当初から被疑者対応を受任範囲とするのは違和感があり、必要になった時委任契約を締結すれば足り、妻の被害者として交渉の範囲で受任契約を締結した。
- ② 本件の着手金は、経済的利益を算定根拠とするのは不適當である。
 - ・ 妻は、緊急手術で噛みちぎられた薬指をつけたが、爪を含め手の機能回復や、症状固定までに相当の時間が想定され、長く神経症状が残る可能性もあり経済的利益の算定は困難である。
 - ・ 被害者代理は、起訴前弁護に対応するので、刻々変化する情勢に、緊急な対応を内包し（規定 35 条）受任を速やかに行う必要がある。結局、経済的利益の額を 800 万円とみなす外ないが、損害賠償額が 800 万円に届くとは思えず、着手金は低く抑え、後に見直す特約を付すのが相当である。本件では、最低の着手金に消費税を加算した金額に若干の実費での受任契約を締結した（規定 24 条弁護士報酬・30 条委任契約）。

業務の執行

第1 速やかな着手と迅速な処理（規定35条）。

1 事実調査（規定37条2項）

① 被害者の治療経過の確認

妻の被害状況は、被害者本人からの聞き取りを深め、被害状況と治療経過の把握が不可欠で、主治医の被害回復の可能性と治療計画等を把握することが重要。被告人の刑事裁判に被害者として参加し対処のためにも治療経過を確認をする必要から被害者と面談。

・ 治療経過

- a 平成26年4月〇日付NS医科大学付属病院ND医師作成の診断書で、右環指切断、右環指末節骨骨折の病名で全治3ヶ月程度見込み、神経症などの完全な改善は困難である可能性が高いと診断。今日まで毎週通院し、右薬指の縫合後も通院の度にハサミで皮膚を切り整える治療が続いている。医師の指示で毎日2~3回自分で手洗淨し、薬の塗布・包帯の取替えをしているが、人工の仮爪がまだ取れる状況にない。
- b 職場で代替要員がなく、無理に職場復帰したが、右手薬指を包帯で巻いた状態でパソコン操作することは極めて不自由である。
- c 右薬指傷の痛みはほぼなくなってはいるが、神経症状は残っている。

・ 今後の見通し

- a 薬指の爪の再生の可否は今後更に時間を掛けないと判らず、再生には新爪が出てきて仮爪が自然に剥がれる必要がある。
- b 最終的にどの程度の指の神経症状が残るかは更に1ヶ月半~2ヶ月程度様子を見なければわからない。

② 関係者の人間関係

加害者とその母の氏名・電話番号・同居女性の氏名・電話番号、弁護人の氏名と連絡先、担当検事の氏名（4月1日付で担当）電話番号等を出来るだけ速く知ることに努めた。

2 代理人としての事件関与の目的

被害者妻の現在及び将来の人権保護の対処を念頭においた（規定1条）。

弁護士と早急に連絡し、妻の治療費、後遺症、精神的なショックからの回復と慰謝料や異常な被疑者への対処の仕方等を知り、適切・有効な代理人活動を意図した（規定21条依頼者の正当な利益の実現）。

第2 具体的な代理人活動

1 被疑者の弁護士との交渉

被害者代理人として弁護士と面談し、次の事柄を考慮しつつ前記被害者代理人の目的を遂行することに努めた。

- ① 被疑者の人格・性格・考え方の見極め。
- ② 妻の怪我の酷さと示談時期が刑事事件終了までに可能か否かの見極め。
- ③ 刑事裁判への関与の仕方と再犯防止の手立て。

2 第1回交渉

平成26年4月〇日被疑者の私選弁護士に被害者妻からの受任を伝え、弁護人の希望で急遽同日午後5時35分頃～当事務所で約1時間程協議した。

- ・ 弁護士は、受任以降、主任ともう1人が毎日接見に行っている。
 - ・ 被疑者は一人っ子で、精神的に幼く、資力はない。親（中国系日本生まれの母・中国人の父）は出来る限りの事をすると言う。
 - ・ 被疑者（22歳）は、高校卒業後専門学校に入学したが中退・現在最近勤め始めたデパ地下の総菜屋さんで働いている。年上女性と同居。
 - ・ 被疑者は、4年前専門学校生の時マナー違反に反応した同種事件を起こし、主任弁護士が当番弁護士で受任、今回ほど被害は重大でなかった。被疑者は、マナー違反に対して異常反応する傾向がある。
- ④ 被疑者が弁護士に話した本件事件の状況
 - ・ 夫の車が接触したと言い、腹が立ったので向かって行った。
 - ・ 最初妻が出て来て謝罪したが、運転していた夫に謝罪して欲しかった。
 - ・ 車をバックさせようとしていたので逃げると思った。
 - ・ 妻が再び車から出て来たのでその手を振り払ったところ、妻が倒れた。

⑤ 弁護人の話の内容

- ・ 詳細な事情は、肝心なところがまだ被疑者からの聞き取りが不十分だが、弁護人は示談を欲している。
- ・ 弁護人は、交代する前の検事には会ったが、現担当検事には会っておらず、まだ検察官の捜査内容を把握していない。

⑥ 第1回交渉で当職が弁護人に伝えたこと

- ・ 被疑者の異常性を視野に入れた対処を求めた。
- ・ 本件の事実関係をよく被疑者から聞いて欲しい。被疑者は、かなり特殊な人格のようだが、被害者夫妻は、全く普通の人である。
- ・ 指の怪我の治癒時期が不明なので、今確定的な示談は出来ない。
- ・ 被害者は、被害当初とは異なり、今は、過剰に被疑者のことを憎むのでなく、冷静に、問題を抱えている被疑者の将来について心配している。

また、被疑者に逆恨みされないか危惧し、どのような態度を取れば良いか悩んでおり、弁護人の被疑者処遇の考え方をあらためて示して欲しい。

- ・ 被疑者が過去の同種事件に照らし、何らかの適切な処置が必要で、その点特に留意した被疑者弁護を希望し、接見での対処を御願する。

⑦ 弁護人との緊密な連絡の約束（対立する弁護士との共働倫理）

被害者・被疑者のそれぞれの弁護士が意味ある解決を目指すことを相互に了解し、弁護士間の緊密な連絡と、具体的な解決方針の提示を約した。

3 弁護人からの見舞金申し入れ

- ① 平成26年4月〇日弁護人から、被害者妻の治療費及び慰謝料の一部として、お見舞金名目で暫定的に200万円の受領の提案があった。

- ② 当職から口頭でなく書面での申入を求め、早速FAXで、現時点で200万円を出し、今後も誠意を持って対処する意思が伝わる書面がきた。素早い行動と暫定的な示談内容は、被害者の治療と将来への不安な心情を理解した提案であり、誠実な法曹共助の弁護人活動（規定4条真義誠実）と認めた。

- ③ 当職からFAXを読んで弁護人に電話したところ、被疑者は、両

親や周りの人から見放されておらず、ある意味恵まれている様子が伝わってきた。刑事事件では、被疑者自身が重要だが、被疑者を取り巻く人達の善し悪しが大きな意味を持つ。どれだけ被疑者のことを心にかけている人がいるかに被疑者の将来がかかっていると言っても過言ではない。そこで、即答せず、被害者本人の意見を聞いて後日連絡することとした。

4 被害者への連絡（規定36条依頼者への報告・協議）

- ① 暫定的示談申し入れの報告をし、被害者の考えを聞く際、被疑者の取り調べ状況を検察官と情報交換した上で判断することを提案した。
- ② 明日が第1勾留の満期で、10日間延長して、検事の処分は18日になるはずで、15日が弁護人の提案を受ける期限となる。弁護人は急ぐが、当職は、被害者ご夫妻への検察官の聴取とその際の検察官の感触を聞いて、事件見通しを立てたい旨伝えた。
- ③ 示談提示を受けるかどうかの判断には、被疑者本人の反省状況が一番重要であり、検事は、反省を重視して刑事処分を決めるので、処分前の時期を失しないように、暫定的な賠償一時金の受領の是非を判断すべきを伝えた。

5 捜査検事に対する関与の方針（規定46条刑事弁護の心構え）

- ① 被疑者の処分は、少年時代の異常な同種事件の行動パターンを認識し、再犯防止の有効な手段となる事件処理を考慮するよう申し入れる。
- ② 起訴を求め、被疑者の公判での態度を見極めるため公判傍聴をする。
- ③ 夫について不起訴処分を求める。

6 検事への連絡（法曹共助の倫理）

被害者妻が、前日の検事情情聴取で被害を受けた体勢につき、実況見分写真と異なる曖昧な供述をしたと心配しているので、当職が検事に連絡をした。

- ① 被害を受けた時に被害者妻は、しゃがむ、座るといった動作のどこかで被害に遭ったと考えるのが合理的である。

検事は、妻が心配する程、その点の食い違いを問題にせず、妻が法廷で証言する場面のない立証計画だと話してくれた（被害者保護

のための検事の職務の実践)。当職も、被疑者が法廷で全面否認することは考えにくく、被害者として法廷で発言する可能性は極めて少ないと思う。

- ② 検事の被疑者に対する処分予定は、被疑者が、当初、完全否認の態度であり、その後、認める供述に変わったが、真の反省というより自分の行為を他者に転嫁する態度が見え、17日に起訴する予定であると明言した。
- ③ 検事は、半年前、大阪で因縁を付け、同じような暴挙に出たことがあり、本件の処分は相当重いものになると考えていると述べた。

7 弁護士への回答（法曹共助の倫理）

平成26年4月15日、一部金200万円受領の意思確認の電話に対し、被害者側意見と夫の検事に対する事情聴取を踏まえ、被疑者の反省が十分では無いが、被害者の被害弁償を受ける権利確保の意味で、被害弁償としての一部金の受領については、前向きであることを伝えた。

8 検事への再度の連絡

- ① 4月15日に明日損害賠償の一部金として200万円を受領することを伝え、領収証の写しを検事にFAXすることを約束した。
- ② 検事は、被害者夫と被疑者間相互の被疑事件は何れも処分しない方針であり、被疑者について、妻に対する傷害事件1本で追求すると話してくれた。

9 被害者の公判手続きへの参加形態の考慮^(注1)

- ① 被告人の思いが不明なので、検察官席に座るなどの方法の選択は危険。
- ② 検察官の訴訟活動と連携した実質的参加を選択。
- ③ 毎回公判傍聴し被告人の態度などの詳細な報告で、被害者の意見を検察官や弁護士へフィードバックすることで、被害者参加の実をあげる。

10 損害賠償一部金の受領

- ① 平成26年4月16日、200万円を受領し、領収書写しを検事へFAXした。

(注1) これは、正に被害者参加の場面での法曹共助の倫理の実践場面であるが、事案により、依頼者の正当な利益の実現のために、より穏やかな法的手段を選択することが要請される（規定21条正当な利益の実現）。

- ② 即日被害者の指定する銀行口座へ200万円を送金した。^(注2)

第3 起訴後の被害者の代理人活動

- 1 平成26年5月10日、聞いていたのと異なり、被疑者は妻への傷害と夫に対する暴行でも起訴された^(注3)。
- 2 被害者の立場から、公判の進め方について検事に意見を具申する(規定21条正当な利益の実現)。
 - ① 被害の実態を正確に検事と弁護人に伝え、より実態に沿った審理に役立てるため治療状況を把握しておく。起訴時点で、妻は指の再生のため通院の度に手術しその都度血だらけで痛く辛い思いをする。
 - ② 公判を睨みながら、被害額をできるだけ明確にしておくことが必要であり、被害者に、治療内容と費用、交通費等その都度記録し、領収書の整理・保管をお願いした。
 - ③ 被告人の反省状況・更正への生き方などの情報を弁護人から取得する。
- 3 保釈に対するの対応
 - ① 起訴後の保釈申請に対し、被疑者の真剣な反省と行為衝動の根本原因の自覚で、具体的な改善の取組み姿勢が見られるまでは、勾留が必要。
 - ② 公判で被告人が起訴事実をどのように認めるか、真摯に審理を受けとめているかの見定めが保釈是非の決め手となる。被害者として保釈反対に固執はしないが、示談を視野に、被告人の反省状況を見定めてから判断する。
 - ③ 弁護人に、保釈について被害者の考え方を伝えておくことが、被告人と家族に保釈への甘い期待をさせないためにも必要である。
 - ④ 検察官にも、保釈についての考え方を予め伝えておく。^(注4)

(注2) 事件終了まで預り金保管も可(規定38条)だが、事件は、判決後もすぐ示談出来る状況ではなく、薬指の治癒・後遺症判断は更に遅れると思われる。被害者も治療費などのお金に当てられる安心感もあり、被害者心理に配慮しすぐに被害者に渡すのが、依頼者の意思の尊重に有用である(規定22条)。

(注3) これは、検事の上司の決済官副部長が、被告の悪質性を重視した結果である。起訴不起訴の権限は担当検察官にあるが、検察官一体の原則による決済という検察システムで不処分に出来なかったのである。

第4 第1回公判（平成26年5月〇日）

1 被告人は下記3つの事件で起訴され、被告人は公訴事実を認めた。

- ① 平成26年1月5日京都駅で新幹線車掌の顔面頭突きで1週間の傷害罪
- ② 被害者妻に対する本件傷害罪
- ③ 被害者の夫に対する本件暴行罪

2 冒頭陳述

- ① 車掌に対する傷害事実は、被告人の性格が窺われるものであった。
 - ・ 被告人は、平成26年1月5日、同居女性の九州の実家から帰京の新幹線で、前席の乗客がリクライニングシートを断り無く倒したことに腹を立て、グリーン席のシートを倒しても余裕があるのに、前席の乗客に謝罪させるため大声で怒鳴った。
 - ・ 被告人は、周囲の乗客2名から、「他の乗客のことも考えろ。」等と注意を受けたことに立腹し、20代の男性及び50代の男性と口論になったが、両乗客から「自分たちは京都駅で降りるから、ホームに降りて話し合おう。」と言われ、ちょうど京都駅に停車した新幹線からホームに降りようとした。
 - ・ 駆けつけた車掌は、10分遅れの運行がさらなる遅延防止のため、説得してもなおホームに降りようとする被告人を座席に戻すため、やむなく被告人の両腕を抱え込むようにして押さえたところ、激怒した被告人が、車掌の胸ぐらを両手で掴み顔面に頭突きし、1週間の傷害を負わせた。
- ② 妻に対する傷害と夫に対する暴行の事実は、概ね被害者の認識通りであった。

3 証拠調べ請求

- ① 検察官請求の甲号証・乙号証に対する弁護人の証拠意見は、現行犯逮捕手続書及被害状況再現結果報告書を一部不同意、被告人の身上・経歴・本件事件の各供述録取書につき全部不同意。
- ② 裁判官が弁護人に対し、「被告人が、奥さんを突き飛ばす直前に奥さんからつかまれたと主張している点、奥さんの指を噛みちぎる

(注4) 保釈に対する考えを被害者代理人として、弁護人と検察官へ予め伝えることも法曹共助の倫理の発現形態である。

前に旦那さんから膝蹴りを受けたと主張している点、当該膝蹴りの回数について数回と主張している点、奥さんの方が指を口の中に入れてきたと主張している点及び非行歴に関する点につき、それぞれ争いがあるため、不同意とするという理解で良いか。」と質問し、弁護士は「そのとおりです。」と答えた。

③ 裁判官が検察官に対し、信用性に争いのある証拠については朗読し、争いのない証拠について要旨の告知をしてくださいと述べ、検察官の朗読と要旨の告知で以下の証拠内容が判明した。

- ・ 車掌の供述録取書で被害状況と被告人に対する処罰感情が明らかとなった。
- ・ 妻と夫に対する被害状況は、現行犯逮捕手続書、実況見分調書、診断書で明かで、妻の病名は「右環指切断」及び「右環指末節骨折」で神経症状などの完全な改善は困難である可能性が高いことなどの記載がある。

また、医師に対する電話聴き取り報告書に当初の診断書で3ヶ月で治癒の診断が延び治療の継続と、神経症状が残る確率が高いこと。

- ・ 妻の受傷状況写真添付の治療写真入手報告書、夫の現行犯逮捕手続書、夫の被害写真、妻の供述録取書、被害状況再現報告書、夫の供述録取書、検察官の医師へ質問と回答書（怪我の状態と完治までの期間、通院回数・毎回出欠を伴うはさみでの皮膚の形成、自宅での受傷部位の洗浄・薬の塗布・包帯の巻き直しの負担。盛り上がってくる古い皮膚をはさみで切って貰う度に出血していること。電話聴き取り書（利き手の右薬指と小指が使えず、仕事に支障がある）。検察官が裁判官の指示で被告人に妻の治療中の写真を見せたが、被告人の無表情が印象的だった。
 - ・ 検察官が不同意部分を撤回。
- ④ 妻と夫に対する事件に関する被告人質問

不同意の被告人供述録取書の採否決定のために行った内容は以下の通り。

〔主尋問〕

- ・ 道路を横断する際、妻らの車が左折して普通よりスピードが出て危険と思い、運転者に一言謝って欲しかったが、今思うと、ス

ピードは出ておらず、危険は感じなかったと思います。

- ・ 車から降りて謝罪しないので、車の正面に立ったら、車をバックさせようとしたので阻止するため車のボンネットに乗り睨みつけました。
- ・ 運転者が車から降りてきて口論になり、奥さんも降りて謝ったりし、運転者は一旦車に戻りました。
- ・ 奥さんが私に謝っている時、奥さんの手が自分の服に触れたので、振り払われると思い、奥さんを突き飛ばしました。今考えると何かされるということはなかったので、突き飛ばす必要はなかったと思います。
- ・ 旦那さんが車を降りてきて、再び口論となり、左手で旦那さんの顔を殴り眼鏡が壊れたので、拳で殴ったのだと思います。
- ・ 旦那さんに、頭頂部付近のつむじ部分の髪の毛をつかまれ、顔を地面と平行になるような格好で前屈みにさせられました。この状態で膝蹴りをされ、10回位蹴られた内の半分くらいが鼻や口に当たりました。
- ・ このような状態の中、右背後から奥さんの手が口元に触れました。旦那さんに前屈みにされた状態で膝蹴りを受けていましたが、自分の足下以上の地面が見えるぐらいの視野は確保されていたので、近づいてきたのが奥さんだと分かりました。
- ・ 奥さんの指が口の中に入ってきたので、突き倒した仕返しをされると思い、指を噛み切りました。入ってきた指が何本だったか覚えていませんが、第2関節くらいの深さで口の中に入ってきました。
- ・ 奥さんの供述と違う点に関しては、お互い嘘をついているとは思いません。お互い気が動転して食い違っているのだと思います。

〔反対尋問〕

検察官の質問と、裁判官の補充質問で被告人が述べたことは以下のとおり。

- ・ お互い動転していたので、動転していた自分の話も違うかもしれません。
- ・ 道路を横断しようとしていた時、同居女性は少し後ろを歩いていました。

- ・ 当時は、問題運転だと思っていたが、今振り返ると問題ないと思います。
 - ・ 自分から奥さんの指を咥えにいったことはありません。
 - ・ 奥さんの指を噛みちぎるまで自分は前屈みの状態でした。
 - ・ 蹴られたのは、自分がしたことを思うと仕方がないと思います。
 - ・ 「振り払われる。」というのは、差し出した手を相手に払われた時に用いる表現なので、自分が横にどかせられるという意味で述べました。
 - ・ 奥さんの手が自分（身長 183cm・体重 90kg）を横にどかすため服に触れたと思い、奥さんを突き飛ばしました。
- ⑤ 弁号証の取り調べ（検察官の異議なし）
- 車掌の事件について、JR 関連会社へ 30,000 円、車掌さんへの慰謝料等 135,000 円の領収証の他、被告人の妻の夫に対し被害弁償の申し入れや謝意等を示した手紙、当職が夫の代理人として弁護士との間で交わした示談書や示談金 15 万円の領収書、妻の代理人受領の被害弁償金の一部 200 万円の領収書など。
- ⑥ 車掌に対する事件及び本件の情状に関する被告人質問
- 〔主尋問〕
- ・ 小学生のころ、暴力によるいじめを受け、対抗するため暴力で返すようになったことが、暴力的な性格になったきっかけだと思います。
 - ・ 前歴は、16～17 歳の時に友達と渋谷で遊んでいて、右翼と喧嘩になり、相手に傷害を負わせた。18 歳の時に警察官への暴力で公務執行妨害。
 - ・ すぐ暴力をふるう性格を治したいと思っています。暴力をふるわれた相手や自分の家族に迷惑がかかるからです。
 - ・ 治るまで、湯島の「OK クリニック」に通院するつもりです。
 - ・ 定期的に弁護士さんに会い、生活や治療等の近況を報告します。
 - ・ 示談金は両親に払って貰いましたが、働いて必ず返すつもりです。
 - ・ 社会復帰した際、以前の精肉加工販売の仕事をしようと思いません。
 - ・ スポーツジムに通うつもりです。以前通っていたジムの人間関

係が良好だったので、通っている間は暴力行為をしませんでした。

- ・ 被害者の方々には弁護士の先生を通じて謝罪しました。

[反対尋問]

- ・ 18歳の時、友達と小学校の前でたむろし、苦情通報で来た警察官に腹を立て暴力を振るい、家庭裁判所で保護観察処分になりました。
 - ・ 精肉加工販売店に御願ひすれば、勤務することは可能だと思います。
- ⑦ 不同意の前歴関係の証拠が刑事訴訟法 323 条 1 号書面として採用された。

4 次回以降の期日

- ① 第2回6月〇日公判期日（1時30分～2時30分）で同居女性（主尋問20分・反対尋問10分）母親（主尋問10分・反対尋問5分）の証人尋問。
- ② 第3回6月〇日（3時～3時30分）で、論告（15分）・弁論（15分）。

第5 期日間の活動

1 第1回公判終了直後のやりとり

- ① 第1回公判終了後法廷内で、当職が検察官に対し、論告・弁論の前に検察官宛被害者代理人として上申書を提出すること、被告人の公判での態度を踏まえた被告人の性向の改善方法を提言する旨伝えた。裁判が刑罰だけでなく被告人変えるきっかけとならなければ意味がないことを強調した。^(注5)
- ② 今後の公判で被告人が裁判を受ける態度をさらに慎重に見極めて、検察官への上申書に反映させる必要を強く感じた。

2 法廷外の廊下での弁護人らとの立ち話

- ① 被告人母は当職に対し、「今回の事件については母親の私にも責任があり、同じ女性として被害者妻の苦しみや悲しみが痛い程よく

(注5) 被害者代理人としても検察官へ被害者の意思を伝え公判のあるべき審理と結果への期待を実現することは重要である（規定22条）。また、弁護士の使命（弁護士法1条・規定1条）と司法制度の健全な発展に寄与するためにも検察官へ働きかけることが必要である（規定4条）。

分かります。本当に申し訳ありませんでした。」と述べた。

- ② 当職から母に、「被告人が真に更生できるかは、ご両親の監督にかかっていると言っても過言ではなく、これからが大変な道のりになると思います。被害者妻は、自身大変な怪我をしたのに、被告人の更生を心から望んでいるので、その心に応え更生の助けをしてあげて下さい。」と述べた。
- ③ 同居女性からは、「貴方は、これまで被告人が暴力を振るうのを見ていてなぜ止められなかったのか」の質問に、「普段は大人しく真面目です」という擁護の答えは、被告人より遙かに年上なのに、被告人の監督能力がないことは明らかである。
- ④ 母は、同棲を止めさせ自宅で被告人の監督をすると話したが、同棲の解消は被告人にとって良いことだと思われる。

3 第1回公判で最も印象深かった点は、被告人の裁判を受ける態度であった。

- ① 受け答えは、練習した様子が強く、シナリオそのまま淡々と話す態度。
- ② 自分が裁かれているという深刻さがなく、心は別の場所にある頼りなさ、手応えのなさを感じた。
- ③ 反省の言葉を述べながら、
 - ・ 供述調書の犯行事実を部分不同意するなど強いこだわり傾向が顕著で、証拠上、夫の膝蹴が妻の指を噛み切った後なのに、噛み切る前に膝蹴りされたとか、妻の方から口の中に指を入れてきたと述べたりしている。
 - ・ 他方では、被告人は、やったことは悪いことですから、裁かれるのは仕方がないと思いますと、いやに簡単に引く言い方をしている。
- ④ 被告人は、ルールに異常なこだわりを見せ、突然豹変し見境なく暴力的な無茶苦茶な行動を取る人格であることが、公判での態度からも明確になった。

被告人は、今淡々と反省を述べるという、ギャップはどうしてなのか。

4 弁護人からの連絡

- ① 第1回公判期日後に弁護人からの容態及び治療費の不足がないか

どうか等の問い合わせに対し、当職から、治療継続中で当面支障はない旨回答した。

- ② 弁護人は、夫への暴行も起訴され、心証が相当悪いことを認めていた。
- ③ 弁護人から夫に対する暴行事件について、別途示談の申し出があった。

5 夫から示談のための受任の必要性（規定 30 条）

- ① 被告人だけ暴行で起訴したのは異例で、検察官は、犯行の原因を考え、公判廷で危険性を問題にし再犯防止の裁判を求めようとしている。
- ② 当職は、実刑は被告人の本当に反省につながらず、再犯防止を担保出来ない。被告人自身の内心の葛藤から必然的に発症する病的行動を、精神医学的に改善することにむしろ裁判の主眼を置くべきと考える。
- ③ 被害者として被告人事裁判に積極的に関わっていくことが大切である。
- ④ 以上の観点から、単に示談ありきでなく、精神医学的な適切な治療を含む具体的な対処を約束させる示談とすることに務めるべきである。

6 夫からの受任

被害者妻と共通する部分が多く、受任契約は、最低額の着手金の半額に消費税を加算し、若干の実費で受任することとした。

委任契約書 2 通（1 通は夫の控え）及び委任状を同封致し、氏名を自書し、押印の上、同封の返信用封筒で返送依頼した。^(注6)

7 弁護人から被告人らのお詫びの手紙の送付

- ① 平成 26 年 5 月 10 日被害者妻と夫宛の被告人の 5 月〇日付お詫びの手紙に、謝罪が真剣な反省かは判然としないコメントを付し、被害者宅へ郵送。
- ② 夫には、弁護人の示談申し入れに、委任契約書・委任状を頂き次第、示談に着手するので、示談についての希望をお知らせ頂くこと

(注6) 受任手続きはおろそかにせず、必ず受任契約書を作成すること（規定 30 条）、着手金の額は、示談金の額を念頭に依頼者の納得の得られる金額（規定 29 条）とすることが大切である。

とした。

8 夫の示談開始から成立まで

- ① 平成26年5月19日に夫から謝罪文検討し、示談金額はお任せする連絡があり、検事からの宥恕の文言を避ける注意到配慮して交渉することにした。
- ② 5月20日に以下の連絡をした。
 - ・ 5月20日付書面を弁護人へFAXした。
 - ・ 捜査検事へ夫の示談の他、妻の通院状況について連絡した。
 - ・ 公判担当が地検第○検事室S検事へ連絡した。
 - a 公判検事に、通院状況等を伝え、夫と妻両名の代理人として関与し、公判傍聴する予定を伝えた。
 - b 公判検事は、当職からの報告をもとに、妻から最近の治療状況・治癒見込みとその時期、痛みしびれの不自由さ不快さ等の聴取の意向。
 - c 公判検事へ弁護人の示談申し入について、示談経過の連絡を約した。
 - d 検事は、示談書の文言に「宥恕」を避けて頂きたいと言う。
- ③ 平成26年5月21日弁護人の示談書案を夫へFAXし、意見を求めた。
 - ・ 示談書案は、当職が求めた被告人の専門医による治療と弁護人に対し定期的に報告する義務を明記していることが評価出来る。
 - ・ 被告人の監督は、母親の手紙と女性の同居を解消する手紙の添付で、監督者が両親に一本化されていることを評価出来る。
 - ・ 検察官が、懸念していた宥恕する文言はなく、単に夫は被告人の謝罪を受け入れるととめたことが認められる。
- ④ 示談成立
 - ・ 平成26年5月22日に示談書の作成及び示談金15万円の支払いを受け、即日、指示銀行口座へ送金し、示談書の原本及び銀行振り込控えの写しを夫へ送付した。母と同居人女性の手の原本を同封した。
 - ・ 当職が被害者夫妻が被告人の将来を考えているので、弁護人に今後とも見守って欲しいと念を押し、同弁護士も了解したと明言した。^(注7)

第6 第2回公判（平成26年6月〇日午後1時30分～証人尋問）

1 同居女性の証人尋問

〔主尋問〕

- ① 彼とは約2年間の交際で、昨年7月～今年の3月まで同居していた。
- ② 彼の性格は、優しく几帳面で、約束時間に遅れると強い拒否反応を示し、マナーやルールに違反の行動を注意することに表れていると思います。彼の行動を注意する場合、別の場所で、冷静になるよう宥め説得する。
- ③ 今回起訴の事件を起こすまでは、彼への説得は功を奏していました。
- ④ 彼と話し合い、彼の悩みを聴いたり、彼の友達に「彼の支えになって欲しい。」と伝えたこともあります。
- ⑤ 1月の京都駅での車掌さんに対する事件について
 - ・ 彼は、彼の後ろから肘をつかもうとした車掌さんを殴りました。
 - ・ 彼は、車掌さんに暴行した後、すぐに謝罪し、京都駅で降りました。
 - ・ 別府から京都まで自由席にいたが、混んでずっと立っていて、疲労が溜まっていたことが車掌さんへの暴行の原因の1つだと思います。
 - ・ 彼は、この事件を反省し、「もう暴力をふるわない」と約束しました。
- ⑥ 3月の奥様とご主人に対する事件についてお話しします。
 - ・ 私と彼は、スーパーの駐車場から、同店入口に向かい入口付近の花屋で花を見ていると、先の方で「キャー」という声があったので見ると、奥様が尻もちをついていて、その前に彼が立っていました。
 - ・ 奥様のところへ行行って引き起こすと同時くらいに、ご主人が車から降りてきました。ご主人と彼はすぐ取っ組み合いになり、ご主人が彼を1回膝蹴りました。彼もご主人に殴りかかろうとし

（注7） 弁護士は、被告人の今後まで見守ると約束は出来ないのがほとんどだが、今回は、少年の付添人として充分でなかったという反省からか、敢えて約束してくれた。弁護士間の被告人の更正へ向けた共助倫理の発現である。

ましたが殴ったところは見えていません。ご主人の眼鏡が吹き飛んだので、多分彼が殴ったと思います。

- ・ 「すみません。止めてください。」と言いながら2人の間に入りました。その時、奥様は「この人（彼のこと）が悪い。」と言って彼の肘を引っ張りご主人から彼をひき離そうとしました。
- ・ 私がご主人に「離して下さい。」と言い、奥様が「痛い」と叫びました。

⑦ 事件後彼は、心から反省し、奥様に「本当に申し訳ない」と言いました。

⑧ 彼との交際は続けますが、同居は解消し、2人でもう一度よく話し合いなぜ事件を起こしてしまったのか反省し続けるつもりです。

〔反対尋問〕

① 同居の解消は、彼に自立して欲しいからで、彼は、両親と生活します。

② 調書では、「奥様が被告人をひきはがそうとした」とは言っていないですが、今考えると、先程述べたように、奥様が彼を引き剥がそうとしていました。

調書は、「こういうことでよいか。」と誘導されたからで、彼の方を引っ張るはずのところ、奥様が「この人が悪い。」と彼に掴みかかって攻撃するようになったことが理由です。

③ 彼とご主人が取っ組み合い、いきなりご主人が、彼の膝下を1回膝蹴りし、その後、眼鏡が吹き飛んだのが見えたので、ご主人が殴られたと思いました。この時に間に入りましたが止まらず、ご主人が彼を前屈みの状態にさせ、膝蹴りをしていました。

④ 奥様が「痛い」と言い、男性が「指が落ちている。」と言ったので、奥様を見ると大量に出血していましたが、彼が指を噛むところは見えていません。

⑤ 彼が1月の事件で取り調べを受けていることは知っており、すぐに3月に事件を起こしてしまったことには私の責任もあると思います。私が、彼の過度のストレス状態を軽視していたことも両事件の一因かもしれません。

2 情状証人母の尋問

〔主尋問〕

- ① 息子が女性と同居を始めてからは一緒に生活をしていませんでしたので、今回の両事件を受けて、息子を監督するため同居するつもりです。
- ② 息子は内向的な性格で、優しい口数の少ない子ですが、自分の考えるマナーやルールに反する行動に対して異常に反応する気質もあります。そのことを知っていましたが、息子の父親と離婚し、息子に寂しい思いをさせたことに負い目があって、あまり強く注意できませんでした。
- ③ 3月の事件後、息子を父母で支えなければならぬと決意し復縁しました。
- ④ 息子は、昨年6月から新宿のデパートの契約社員でしたが、勾留期間が2ヶ月に及び、職場復帰はわかりません。元上司の方から、「息子さんに働く意志があるなら一度面談に来よう伝えて下さい。」とされています。
- ⑤ 自分と違う考えの人には一言言わないと気が済まない息子の性格について、「人はそれぞれ違う考えがあって当たり前」と注意してきました。父親からも注意して貰いましたし、1月の事件よりも前から注意してきました。
- ⑥ これまでは、それほど深く考えませんでしたが、3月の事件後、本当に申し訳ない取り返しのつかないことをしたと思うようになりました。
- ⑦ 同棲を解消させ、一緒に暮らします。息子を心療内科にも通院させます。5月20日に近所の「OKクリニック」に相談に行きました。医師から「お話を聞いただけでは確実ではないが、急性ストレス性障害や解離性障害の可能性があります。精密検査を受けることをお勧めします。」と言われました。

〔反対尋問〕

- ① 平成25年に離婚した原因は暴力ではありません。調書の「離婚した原因は、夫からの暴力でした。」との記載は、「離婚原因は夫の暴力なんだな。」と言われ、頷きながら聞いていたのでそう書かれたが、暴力が原因ではなく、文京区のシェルターに避難したのも、

住むところがなかったためです。

- ② 車掌さんやJR、ご夫婦への示談金は私の蓄えの中から出しました。
- ③ 息子が彼女との同棲前、間違いなく私たちと一緒に生活しており、その間は、息子が癩に障る言動に対し興奮しても、注意すれば収まっていた。

3 被告人質問

〔主尋問〕

- ① 前回期日で検察官の読み上げで被害者方の怪我の状況は理解しており、特に奥さんに一生治らない傷を負わせたことは、十分に分かっています。負わせた傷に見合う刑罰を受けるつもりです。具体的には刑務所に行くことです。
- ② 自分が今回の事件を起こしてしまったという自覚もあり、自分の考えるマナーやルールに反する行動へ異常反応する性格を治したいと思っています。「もう絶対にしない。」という意味だけでなく、家族や心療内科の先生の力を借りて、立ち直っていきたいと考えています。

〔反対尋問〕

父母が離婚している間、父親との付き合いはあまりなく、彼女と3人で食事に行ったことがあるくらいです。父親は、勾留中に会いに来ませんでした。

第7 第3回公判に向けた代理人の仕事

1 望ましい判決を獲得するために

- ① 第3回公判では、論告・求刑、最終弁論の予定であり、論告・求刑では被告人に適切な医療行為の受診が出来るよう配慮される必要がある。そのためには、被害者代理人は、検察官への働きかけが不可欠の職務となる（21条正当な利益の実現規定・22条依頼者の意思の尊重）。

② 被害者妻の陳述書の作成

検察官を通じて公判で被害者の意見を反映するためだが、素人に初めから陳述書の作成を望むのは現実的でなく、叩き台に加除修正を求めた。

③ 被告人の適切な医療受診と治療に資する保護観察付きの執行猶予判決のため、平成26年6月10日付で、陳述書（資料1）を添付した検事宛上申書提出。

2 保釈申請への対応^(注8)

- ① 弁護人から、被告人作成の被害者夫婦宛お詫びの書面、母親と同居女性から被害者夫婦宛のお詫びの書面、夫との示談領収書の提出、第2回公判で情状証人・被告人質問の終了後、保釈申請したいと伝えられた。
- ② 被害者代理人として、望ましい判決獲得のため、保釈により被告人がクリニックで公判中に受診し、適切な治療を判決に反映させるメリットを被害者に了解してもらい、積極的に保釈へ協力することにした。
- ③ 検察官に対し、被告人のクリニック受診のためにも、弁護人から保釈に、しかるべくお願いし、裁判所から保釈が認められた。
- ④ 弁護人及び被告人や両親に対する被害者の協力的行為は、被害者側にある種感謝の気持ちを醸成することになり、クリニック受診に抵抗が少なくなることや、将来最終的な示談をしやすくする効果が期待できる。

第8 第3回公判（平成26年6月〇日）

1 被告人質問

弁護人の保釈後の被告人の生活状況等2～3の被告人質問が認められた。

〔主尋問〕

- ① 6月2日に保釈され、両親と今後のこと病院のことを話し合い、「OKクリニック」では、MRIと脳波検査ができないので、「NS医科大学付属病院」の精神科で6月4日カウンセリング、10日心理検査し、19日MRI検査、26日脳波検査の予定で、全検査結果が7月1日に判明します。
- ② 病院に行く以外の時間は、朝早く起きて家の周りを歩き、運動し

(注8) 保釈申請について、被害者代理人として被害者の安心のために被告人が専門医によるクリニック治療を開始出来るよう裁判中からむしろ積極的に行う事が、裁判・検察・弁護・被害者代理人の法曹共助の倫理の帰結である。

たりしていました。父親が経営している中華料理屋の開店準備をしたりもしました。

〔反対尋問〕なし。

2 検察官の論告・求刑

① 論告

- ・ 事実関係については、証拠上公訴事実記載の事実は優に認められる。

- ・ 情状について

公訴事実第1（車掌）について

- a 列車の適切な運行業務のため列車に戻そうとした車掌に激怒し、頭突きした動機・経緯に酌量の余地はなく、行為の態様も悪質といえる。
- b 被害者の車掌は、全治1週間の傷害を負っており、被告人の行為から生じた結果は、決して軽微とはいえない。
- c 昨今、鉄道会社の従業員に対する暴力行為は社会問題となっており、一般予防の見地からも軽視すべき事件ではない。

公訴事実第2（夫に対する事件）、公訴事実第3（妻に対する事件）について（量刑上、最も重要なのが、公訴事実第2、第3の事件である。）

- a 通常の運転をしていた被害者の男性に対し、理不尽ともいえる因縁をつけたことに端を発する本件に関し、動機及び経緯に酌量の余地はない。
- b 供述の食い違い箇所の被告人供述は、自身も認める興奮状態にあったことから信用できない。他方妻の供述は、犯行状況を注視していた点及び被害者夫の供述と整合している点等から信用できる。
- c 妻を大きく突き飛ばし、夫の眼鏡が破損するほどの殴打を加え、妻の指を噛み切った点を考慮すると、その行為態様は、極めて悪質である。
- d 妻は、右環指切断、右環指末節骨骨折の傷害を負い、今も爪の整復や皮膚の切り整え等の治療を受け、受傷部位に物が当たるとピリピリする神経症状等の改善は困難な可能性が高く、切断指を縫着したが左右の環指の長さ太さが異なる等、結果は

重大である。

- e 一般予防について、前科こそないが少年時の前歴や公訴事実第1の事件後、すぐの公訴事実第2、第3の事件であり再犯の恐れが高い。
- f 前歴や公訴事実第1の事件等から両親の監督も十分とはいえない。

② 求刑

実刑に処するのが相当で、被告人を懲役4年に処すべきである。

3 弁護人の最終弁論

① 総論

被告人の行為は、確かに短絡的ですが、以下の事情を考慮し、執行猶予付きの判決を下し、社会の中で更生させていくことが必要だと考えます。

② 各論

- ・ 被告人は公訴事実第1を認めており、被害結果は比較的軽微といえます。
- ・ 被告人は公訴事実第2・第3を認めています。
 - a 被告人と被害者の供述の食い違いには、殊更犯行を隠す意図はなく、頭部へ膝蹴りを受けて被告人の記憶が曖昧だったこと及び被害者の方も非日常的な体験での記憶違いがあること等が理由であると考えます。
 - b 結果は重大ですが、被告人は、夫に髪毛をつかまれ抵抗できない状態に興奮していたが、妻の指を噛み切るつもりはありませんでした。
- ・ 一般情状について
 - a 車掌さんに135,000円、JR関連会社に30,000円の被害弁償金を、妻に被害弁償金の一部200万円を、夫に示談金15万円を支払いました。
 - c 被告人は、被害者の方々に謝辞と反省の弁を述べております。
 - d 被告人は、同棲を解消し、同居する両親の監督下で生活します。
 - e 被告人は、弁護人と定期的に会い、随時相談すると約束しており、被告人質問では、NS医科大学付属病院に通うことも約

束しています。

- f 被告人が真摯に仕事に取り組み、社会の中で矯正することが重要です。

4 裁判官の最終弁論の確認

弁護人に対し、「最終弁論で、被告人と被害者の供述の齟齬に言及した弁護人の主張は、あくまで被告人供述に基づく事実関係を前提として齟齬があるという意味で良いか。」と質問し、弁護人がその通りと答えた。

5 被告人の最終陳述

「一生責任を負うつもりです。申し訳ありませんでした。」と述べ、審理終結。

第9 検事の求刑に対する被害者代理人として打つ手

1 求刑が4年の実刑で、量刑を軽くした実刑もあり、執行猶予でも保護観察が付かないことも想定され、放置できない状況となった。

2 第3回公判の傍聴から意見陳述の必要性を述べ、陳述書の作成を示唆した。

3 期日後の対応

① 依頼者への判決予想を報告

- ・ 検事は私が上申書で意図したことを踏まえて論告求刑をしたはずだが、判決内容の予想がかなり難しくなった。本件は、実刑では被告人の改善にならず執行猶予で保護観察付き判決が最適。裁判官は、経験を積んだ人と聞いており、本件の本質を理解していると思える。

- ・ 刑法25条で宣告刑長期3年以下で執行猶予が付け、懲役4年の求刑は微妙です。

② 念のため公判検事に判決の予想を打診したところ、重大事件なので裁判官に任ねるスタンスを感じ危機感を抱き、夫妻と相談し、被害者の意見陳述申出を決意をした（規定21条正当な利益の実現）。

- ・ 平成26年6月〇日公判検事宛心情等に関する意見陳述の申出（刑事訴訟法第292条の2第2項前段）を提出した（資料2）。その際口頭での意見陳述が相当でない事情があるため（同第7項）、「意見の陳述に代え意見を記載した書面」（「陳述書」）を提出す

る旨付言し、受傷部位の写真（17葉）及び同写真の撮影状況等説明書を添付した。

- ・ 同日午後4時前頃、公判検事から電話で、「陳述書の内容を検討した結果、被害者の意見を無視できないと判断しました。」と述べ、弁論の再開請求を明言した。
- ・ 同日午後5時頃、弁護士から電話で、「陳述書を提出されたことを検察官から聞きました。執行猶予付の判決を求める意見を述べて下さった被害者様に感謝申し上げます。検察官に、陳述書の開示を求めたところ、拒絶されたので、開示して頂けないでしょうか。」との依頼には、ご本人の意向を確認して明日連絡することにした。
- ・ 同日午後8時頃、当職が被害者妻の意向を確認したところ、マスキングをしたとしても、被告人に陳述書の内容をどう受け取られるか不安であり、逆恨みの危険性もあるので「陳述書の開示はしない。」ことにし、当職が弁護人に対し、「陳述書の開示はしない。」旨のFAX連絡をした。

第10 第4回公判（平成26年6月〇日午後1時15分～午後1時30分）

1 弁論再開

裁判官が、検察官及び弁護人に対し、「本日は、判決の言渡の予定でしたが、検察官から被害者の陳述書の調べ請求があり、弁論再開したい、ご意見を伺いたい」と述べ、双方が、「しかるべく。」と応じ、弁論が再開された。

2 意見書の証拠調べ

- ① 報告書の形にまとめた被害者妻の受傷部位の写真（17葉）につき検察官が、要旨の告知をした後、被告人に同写真を確認させた。
- ② 意見書内容の告知を検察官の意見陳述書の全文読み上げで行った。裁判官が、陳述書についての意見を尋ね、弁護人は無いと答えた。

3 論告等

- ① 検察官は、「従前どおりの論告を維持しますが、本日の証拠調べ及び意見陳述を踏まえての判決を求めます。」と述べた。^(注9)
- ② 弁護人は、「従前どおりの弁論を維持します。」と述べた。
- ③ 被告人は最後に「一生治らない傷を与えてしまい、申し訳ないと

思っています。すみませんでした。」と述べた。

第11 第5回公判（平成26年7月〇日午後2時～午後2時15分）

1 判決言渡

① 主文「被告人を懲役2年8月に処する。5年間刑の執行を猶予し、その間、保護観察処分が付する。」

② 理由

- ・ 罪となるべき事実は、車掌に対する事件、妻及び夫に対する事件について公訴事実とほぼ同内容の事実を認定した。
- ・ 量刑の理由
 - a 車掌に対する事件は、運行業務に従事していた車掌に対する暴行で、身勝手な犯行理由による点で、社会的にも軽視し難い行為態様であるが、車掌個人及びJRに対し被害弁償し、示談が成立している。
 - b 被害者妻及び夫に対する事件は、被告人が、妻を突き飛ばす直前に同人からつかまれたか否か、被告人が、妻の指をかみちぎる前に夫から膝蹴りを受けたか否か、膝蹴りの回数が複数回か否か、妻の方が指を口の中に入れてきたのか否かに関し、被告人と被害者の供述に食い違いはあるが、詳細な状況については、双方動転していた可能性があり、被告人の言い分が真実である可能性を排斥できない。しかし、そのような食い違いがあったとしても、他者の指を噛みちぎるといふ被告人の行為は、常軌を逸しており、妻に生じた被害結果は重大である。他方、夫とは示談が成立していること、妻に対しては被害弁償の一部として200万円が支払われていること及び被害者である妻は、意見陳述の中で、実刑を望まない旨述べていること等をも重視し、主文で述べた量刑とした。

③ 訓戒

判決言い渡し後、裁判官は被告人に対し、「先程述べたように、

(注9) この検察官の意見は、次のような意図によるものである。形式的には実刑を求める論告を維持するが、「本日の証拠調べ及び意見陳述を踏まえての判決を求める。」と述べているのは、実質的には被害者の意見を付度して、保護観察付の判決を求めていることと同義である。

あなたの行動は、社会通念に照らし、常軌を逸しています。被害者の方々、特に被害者妻は、ずっと忘れられないと思います。このことをよく理解して、相手の気持ちを慮って、今後5年間を過ごして下さい。万が一、保護観察中に犯罪を犯した場合には、保護観察が取り消される場合もあるので十分注意して下さい。保護観察には、特別遵守事項というものがあるので、この後書記官からきちんと説明を受けて下さい。この5年であなたの今後の一生が決まるというつもりで一生懸命過ごして下さい。」と述べ、被告人は、「分かりました。」と答えた。

2 判決の意味

当職の判決についての感想は以下のとおり（規定44条処理結果の説明）。

- ① 検察官の本音は、保護観察付執行猶予を求めたのですが、立場上^(注10)第4回公判での意見を維持した。
- ② 裁判官は、陳述書の趣旨を十分汲み検察官の求刑から執行猶予が付けられる懲役2年8ヶ月に下げた上で、最も長い保護観察期間を採用し5年間の執行猶予を付した。当職は、保護観察が付けば執行猶予期間は4年位を予想していたので、裁判官も被告人の危険性に最大限の配慮をしたことが明確です。
- ③ 裁判官に恵まれ、これ以上求めることができない判決だと思う。

第12 判決後について

- 1 依頼人へ判決についての感想を述べ、判決後について以下の説明をした。
 - ① 2週間の控訴期間の満了で判決確定し刑事事件は終了するが、妻の示談は、治療終了後なり、それまで受任は継続する。
 - ② 判決確定後、夫に若干の報酬請求をする予定である。
 - ③ 今後は、妻から毎月治療状況の報告を頂き、適宜弁護士へ伝達する際に被告人のカウンセリングの状況を聞き、妻の病院通いが終了した時点で弁護士との間で最終示談を成立させて全ての受任が終了

(注10) これも当職に言わせると、正々堂々と保護観察付きの執行猶予の求刑をするのが、正義を体現するべき検察官の本分のはずなので、素直でないのですが…

する。

2 平成26年7月〇日検事控訴も被告人控訴もなく判決が確定したことを依頼者に報告した。依頼者から治療の現状把握のためメール添付で頂いた写真では、まだ完治には程遠い印象を受けたので、依頼者に対し次のような対処を提案した（規定36条事件処理の報告及び協議・44条処理結果の説明）。

- ① 妻に来所頂き、今回の刑事裁判の総括並びに指の負傷の経過と今後の見通しを打合せし、示談の時期のメドを相談したい。
- ② 夫の刑事事件に関する被害者代理人として示談成立の報酬金清算をさせて頂きたい。刑事事件としては立件されませんでした。夫の示談成立は刑事事件の決着に寄与し、且つ妻の被害の甚大さをよりアピール出来、保護観察付の執行猶予5年という被告人の治療目的に資する判決を得ることにつながられたことを評価頂き、若干の成功報酬をお願いしたい。

3 弁護士に対し今後の最終示談に向けての連絡書面

平成26年7月〇日書面で弁護士に、妻は7月19日に担当医を受診した診断書によれば、治療期間が短くなる期待に反し、なお相当期間通院加療を要し、指の改善はこれ以上期待出来ず、疼痛しびれなどの指神経症状が長期に渡り残存することが分かり、かなり落ち込んでいることを伝え、妻との示談を、元被告人の治療動向の定期的な報告依頼と共に、今後時期をみて進めたいと申し入れた。

法曹三者相互の倫理

法曹共助の倫理は、法曹三者が当該事件で、正義に適い且つ適切妥当な結果を実現すべく、関係者に配慮しながら各の職務を果たすための行動規範である。

1 被疑者・被告人の弁護士

- ① 主任弁護士は、被疑者・被告人が少年の時の同種事件の付添人を務めた10年目の弁護士で、当時、今回の事件を将来引き起こさないよう配慮しておくべきであった人である。
- ② 弁護士は、受任当初被疑者を充分理解していない様子であったが、過去の反省からか、徐々に弁護人の責任を自覚する様子になり、接見の積み重ねで被疑者観察も深くなって、被疑者の抱える問題点を正し

く理解するに至った。

- ③ 被疑者を取り巻く家庭環境と子育ての実情も段々理解し、被疑者の改善には、普通の反省では対処出来ず、被疑者の独自の行動ルールが社会の一般人に理解出来ないものであり、専門医の関与を必要とするという理解に到達した。
- ④ 被害者側は、この本質をいち早く見抜き、被害者代理人は、弁護人の弁護方針に如何に関与するかの考慮をすることにした。

これは一見弁護士間倫理として、被疑者の弁護人の自由と独立（規定2条）に反し、専権事項に触れるのではないかの懸念があるかも知れない。しかし、弁護人は、被疑者・被告人の将来のために有用な選択をするこそが使命（規定1条）であり、利益が相反する弁護士間であっても、それぞれの依頼者の利益を求めめるのだから法曹の倫理にもとることではない。

- ・ 示談書中に被疑者にクリニック受診義務を課し、弁護士が将来に渡って元被告人の状況観察をする約束をすることも、弁護士の同意があれば自由と独立（規定20条）に反することはなく有効である。
- ・ 被害者の代理人が、弁護人の保釈申請に被害者の事前同意を取り付けて、検察官へ働きかけることを弁護人に約束することも、それがひいては被害者の将来にわたって安心を与える妙手であるなら、相手方への利益の供与（規定53条）にはならないのである。

2 被害者の代理人弁護士

- ① 検察官の訴訟行為への関与は、法曹共助の倫理に反しない。
- ・ 起訴前の被害者は、被疑者の処分直接利益を持っているから、検察官の処分について、当然に意見を具申でき、代理人弁護士も問題なく関与できる。
 - ・ 起訴後の保釈についても、被害者は、公判で被害者参加ができるから、被告人の身柄についても重大な関心を持ち、被害者の立場から、その心身の安全性を確保し、公判の推移と結果に関心を持つのは当然である。前記・と同様、法曹倫理の観点で代理人弁護士の関与に問題はない。
 - ・ 検察官の論告・求刑内容にて照らし判決の動向を危惧し、被害者参加として意見書の提出や被害者の意見陳述の申出をすることも、

正義を追求する弁護士の王道としての行為である（規定1条・5条 真義誠実）。

② 裁判官の訴訟指揮等への関与

- 1 正面から被害者参加をすれば、検察官を経由しての関与は勿論、法廷で意見陳述や被告人質問などで裁判内容に関与できる。
- 2 本件に於いて正面作戦は、特異な性格の被告人にかえて余計なプレッシャーを与えかねず、被告人をいたづらに刺激する愚を避け、被告人に配慮した被害者作成の陳述書の朗読を検察官に代読して貰うと言う限度で実施した。
このことは、被害者のリスクを軽減しつつ、裁判官の判決内容に大きな影響を与えることに成功した。
- 3 裁判官としても正義にかなった裁判のために、被害者からの意見は有用であり、確かな情報を証拠に基づいて提供されることは、ありがたいのである。

③ 被疑者・被告人の弁護人への関与

- 1 捜査段階の出来るだけ速い段階で、被害者代理人から連絡をした。これは、加害者の処遇が被害者の大きな関心事であるから、代理人として当然の行為である（規定35条速やかな着手）。
- 2 検察官との捜査協力を背景に、弁護人の事件への取り組みの基本姿勢を把握し、被害者のために、弁護人の行うべき弁護活動を法曹共助の範囲でコントロールすることを考える。これは、弁護人の自由意思を排除するものではないから法曹倫理上問題ない。
- 3 弁護活動で、被害者と見解の異なる部分について、法廷での立証活動に影響を与える行為も、真実発見を助長し正義にかなった裁判実現のために許される（規定5条真実尊重）。
- 4 執行猶予判決の獲得のために被害者代理人が奔走することは、利敵行為ではなく、被害者の安全性を高める被告人の異常性格の改善に資するものであり、正当な利益の実現である（規定21条）。

資料1

陳述書

東京地方検察庁公判部第○公判室

検事 ○ × 殿

被害者㊦

私は、被告人から、理不尽にも右手の薬指を噛み切られるという被害を受け未だ治療継続中で何処まで回復するか明らかでなく、神経障害等の後遺症が残ることは避けたいと診断されています。

私は、あまりにも異常な被告人の犯行により被害を受け、治療を継続する一方、被告人の公判を通じて考えていることは、被告人に対する単純な処罰感情だけでは、今後私のような被害者を作らせないことにはつながらないということです。

一番重要なことは、被告人自身が自らの行いを心から反省し、自己改造して二度と私のような被害者を生まれないようにすることです。

そのために、被告人に、被害を受けた者がどのような気持ちでいるかを知ってもらい、必ず更生してもらいたいという、私の心情と希望を述べさせてください。

1 裁判傍聴の報告を受けて

私は、弁護士から全公判の詳細な報告で、本件に関し次のように感じています。

(1) 被告人の行動の異常性

ア 被告人は、新幹線の車掌さんに対する事件でも起訴されたことを知り、指を噛み切る異常さが、他者の言動に一般人と全く異なる感じ方、捉え方をし、行動が一気にエスカレートし、過激な暴力行動を抑制できず暴走する性質からくるのだと感じました。

イ 私の事件でも、特に危険な運転をしたわけでもない夫に対し執拗に謝罪を要求し、間に入った私を突き飛ばしました。被告人は、私を心配した夫ともみあいになり、止めようとした私の指を噛み切る極めて異常な行動をとっています。被告人の行動は、明らかに普通でなく、そこまでする何らの必要性もない状

況下での極めて異常且つ過激な行動です。

(2) 被告人の家庭環境等

ア 被告人は、小学生のころ友達から暴力的ないじめを受け、その後、暴力には暴力で返すようになったと述べ、16~17才頃渋谷で喧嘩になった右翼に傷害を負わせたり、18才の時に警察官への暴力で公務執行妨害として家裁で保護処分されたことを述べています。本件以前にも暴力事件を起こしている被告人の更正には、両親のみの監督では効果は上がらないと考えています。

イ 私は、暴力的になるのは、多くの場合他者から暴力を受けた過去を持っているからだと考えております。被告人の母親が、「夫との離婚は、暴力が原因ではない」、「シェルターで生活したのも夫の暴力が原因ではない」と証言していますが、俄に信用できません。被告人の異常な行動が、父親の母親に対する暴力に一因があるとすれば、両親の監督には更生の効果が期待できないばかりか、逆効果となってしまう可能性もあります。

母親は、「本件をきっかけに夫と復縁した。」と述べているにもかかわらず、公判で父親の証言を聞くことはできませんでしたので、想像の域を出ませんが、父親が、被告人に対して暴力をふるっていた可能性も捨てきれず、両親の監督のみでは限界があると感じております。

2 量刑に関する意見

(1) 私は、子供を持つ同じ親として、被告人を立ち直らせようとする被告人の父母の心情を理解しているつもりです。しかし、被告人が立ち直るには、何よりも被告人自身の自覚が重要で、自らのこれまでの行いを省みて、なぜ本件のような事件を起こしてしまったのかを真剣に考え抜いて欲しいと思っています。

(2) もっとも、公判傍聴報告の公判での被告人の態度から、被告人自身による内省にも限界があると感じております。

被告人は、公判で、一方では私の夫が被告人に対して対抗して暴力を加えた状況・時期に執拗なこだわりを見せ、他方では、犯行の異常さからは考えれない程淡々としていて反省の弁を述べる

が、どこか他人ごとのようであり、被害者に対する真摯な思いや自らの犯行の重大性に対する意識が抜け落ちているように感じました。

また、被告人は、OKクリニックに通院すると何度も明言していたにもかかわらず、私が既に2度もNS医科大学付属病院に通院しているのに、通院先を同病院に変更しました。被害者が、通院先で被告人と出会ってしまう可能性を考え、どのような気持ちになるかという想像力が欠如していると思います。

- (3) 被告人が交際相手の女性との同棲を解消し、両親のもとで生活することは、被告人の自覚を促す点で有用だと思います。また、被告人が18歳の時に付添人を務め、今回の被告人の犯行に対して、弁護人としての使命を感じ、被告人の継続的な監督を買って出た弁護人の存在も、被告人の自覚を促す一助となると思います。
- (4) このように、被告人の自覚を促し、まっとうな社会人として更生してもらうには、被告人と社会とのつながりを絶つべきではないと考えております。

被告人を刑務所に入れたら、今すぐに必要な専門医の治療を受けられなくなることになってしまいます。被告人の本件犯罪は重いものですが、刑務所内で矯正できるとは到底思えません。

私は、被告人が、世の中には、様々な価値観が存在し、自身の価値観と相反する価値観への対処の仕方を学習し、内省を深めることができる「社会」との接点を持ったまま、このような社会での生活を通じて、その中で更生して行って欲しいと思うに至りました。

そこで、私は、あえて被告人に対しては、実刑ではなく、執行猶予付きの判決を下していただきたいと思います。

また、両親や弁護人といった身内や顔見知りの方だけの監督では、これまでそうだったように、再度犯罪を犯す可能性が皆無とはいえず、第三者による監督の必要性があると思いますので、専門職である保護司と弁護人による継続的なバックアップ体制がとれる保護観察に付していただきたいと考えます。

どうか宜しく御願い致します。

以 上

資料2

心情等に関する意見陳述の申出

平成26年6月〇日

東京地方検察庁公判部第〇公判室

検事 ○ × 殿

被害者妻代理人

弁護士 山 根 祥 利

1 当職は、被害者妻の代理人として、平成26年刑(わ)第〇〇〇号暴行・傷害被告事件(以下「本件」といいます。)に関し、貴殿に対し、本件は口頭での意見陳述が相当でない事情があるため(同第7項)、「意見の陳述に代え意見を記載した書面」(「陳述書」添付)を添えて妻の心情等に関する意見陳述の申出を致します(刑事訴訟法第292条の2第2項前段)。

2 口頭での意見陳述が相当でない事情

(1) 被害者妻の肉体的・精神的苦痛等

ア 被害者妻は、被告人の行為により、「右環指切断」及び「右環指末節骨骨折」の傷害を負いました(NS医科大学付属病院形成外科・美容外科医師作成の平成26年4月12日付診断書)。事件当日、同医師が、爪整復、創施工及び切断指の縫着をし、「全治3ヵ月程度見込むが、神経症状などの完全な改善は困難である可能性が高い。」と診断され(同診断書)、以降、今日まで毎週通院しています。

イ 当初同医師から「右薬指の爪再生は、今後時間をかけないと判明せず、再生には仮爪の下から新爪が出て仮爪が自然にはがれる必要がある。」と伝えられましたが、5月下旬に仮爪がはがれて新爪が半分近く生えたが(写真①～⑩・省略)、それ以上爪が伸びず、薬指の爪が不自然に小さいままとなりそうです(写真①～⑩・省略)。また、通院のたび、出血と痛みを伴う壊

死した古い皮膚をハサミで切り整る治療を受けています。

ウ 本件は、週末に買い物に出かけた夫婦が、何の落ち度もないのに突如として異常且つ卑劣な犯罪の被害者になった事件です。平穏な生活を一変させられた強烈なショック体験、強い精神的ストレスは被害者妻の心のダメージとなっており、当職に事件を話すうち、当時の状況を思い出し気分が悪くなり、しばらくの間聞き取りを中断せざるを得ない場面がありました。

エ 被害者妻は、明らかに異常な行動様式を持つ被告人が、この裁判を通じて真に反省し異常行動を起こさないよう真剣な対処をするというメッセージを未だに感じることができません。被害者妻は、被害者参加が被告人の恨みを買う可能性を否定できず希望しませんでした。今は、このまま公判が終わることに強い懸念を持つに至りました。

オ 被害者妻は、被告人の厳罰を望んではおらず、自身が受けた傷の深さを、他の人がまた受けないようにすることの方が心が救われると思っています。

カ 被害者妻は、様々な肉体的・精神的苦痛に加え、公判廷で被告人にプレッシャーを与えることが怖いと感じています。意見陳述者には、証人に関する規定（証人への付き添い、証人尋問に際しての遮へい措置及びビデオリンク方式による証人尋問）が準用されますが（同第6項）、被告人が被害者妻の法廷での被害者参加をどうとらえるかわからず、踏み切れないのです。

以上から、口頭での意見陳述は相当ではありません。

(2) 被告人の人格

ア 当職が弁護人との示談交渉や公判傍聴を総合した被告人の人格の印象は次のとおりです（示談交渉の過程及び傍聴結果は、被害者妻に毎回報告しており、同人も当職と同様の印象を受けています）。

イ 被告人は、普通と全く異なる感じ方・捉え方から他者の言動に異常反応して過激な暴力行動を抑制できません。この人格特性は、少年期から形成され強固なもので、公判での反省の態度は、被告人の内面からにじみ出るものとは感じられず極めて淡々としています。公判での反省の弁は、信用できません。

(3) 審理の状況等

ア 論告・弁論終結時点では実刑も予想され、執行猶予を付けないければ、被告人に専門医による治療を受けさせる機会が失われ取り返しが付きません。

イ 被害者妻の供述録取書での被害を受けた気持ちや処罰感情は、捜査段階なので、被告人の公判での態度・言動を踏まえた意見陳述の必要性があります。

ウ 陳述書の内容は、「被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述」に限定され、反対尋問の保障の要なく、口頭での意見陳述は不要です。

(4) 結論

以上(1)ないし(3)で述べた「被害者妻の肉体的・精神的苦痛等」、「被告人の人格」及び「審理の状況等」の事情を考慮し、口頭での意見陳述は被害者妻にとって有害になる恐れがあり、陳述書による意見陳述を申し出た次第です。

以 上